



建設アスベスト被害を 知ってください

アスベスト被害の解決は国民的な課題です

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

(厚生労働省:第12次労働災害防止計画前文より)

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

アスベスト被害は、石綿工場から建設現場、そして地域住民へと広がっています



05年6月に大手機械メーカーの(株)クボタは、「兵庫県尼崎市の旧神崎工場の従業員74人がアスベスト関連疾患で死亡し、工場周辺に住み中皮腫で治療中の住民3人に200万円の見舞金を出す」と発表以降、アスベスト問題は、深刻な社会問題として認識されるようになりました。

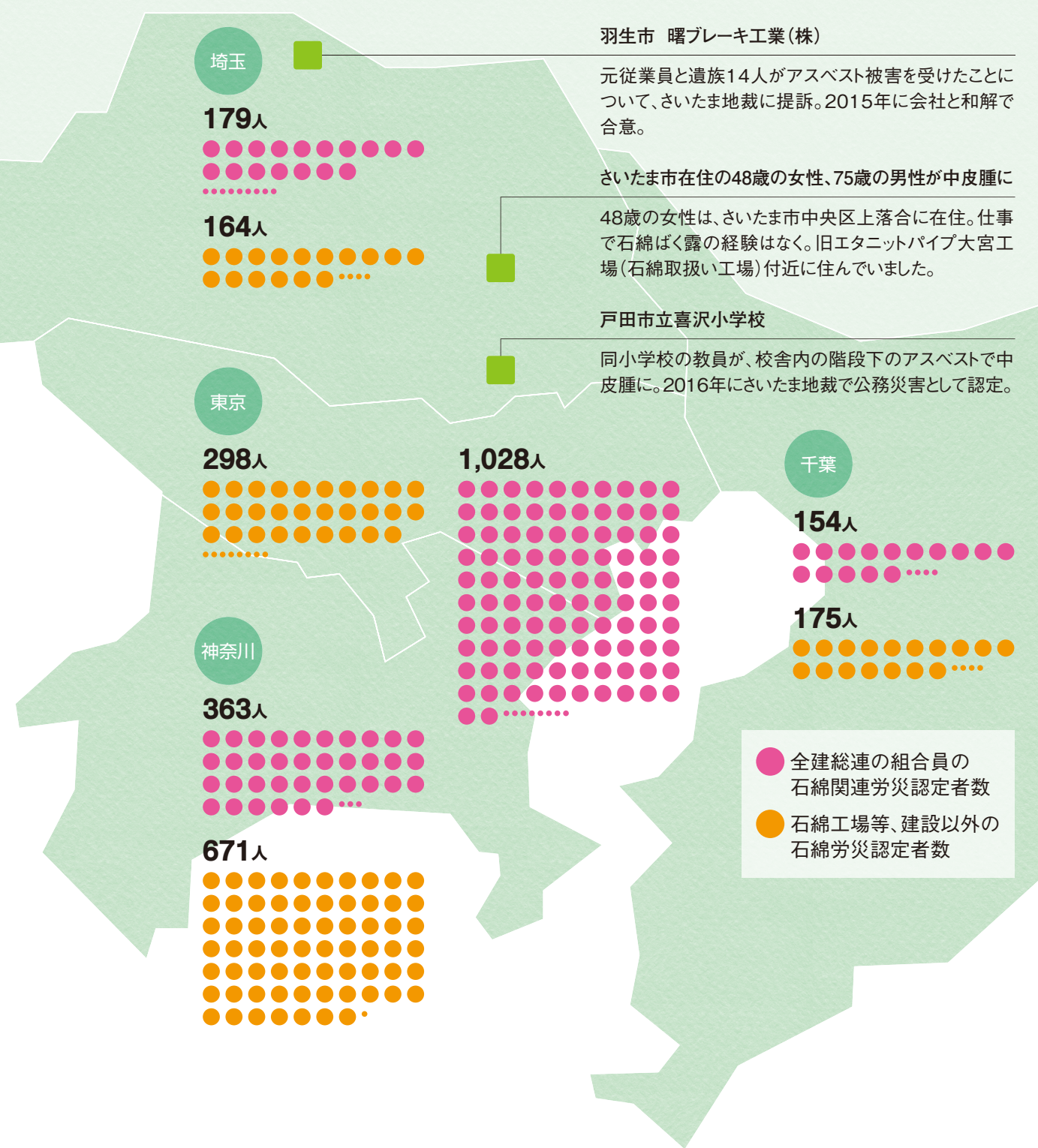
首都圏においても、石綿工場等、建設以外でのアスベスト労災認定者は、厚労省が平成17年に公表開始以来、1,308人(埼玉164人、千葉175人、東京298人、神奈川671人)にのぼり、建設従事者の労災認定者数は、1729人(埼玉179人、千葉154人、東京1028人、神奈川363人)と被害者は大きく広がっています。また、戸田市喜沢小学校で働いていた学校教員も校舎内の階段下に吹き付けられたアスベストにより中皮腫にかかり、2016年にさいたま地裁において公務災害として認定されました。

アスベスト被害は、働く人だけではなくありません。旧エタニップパイプ大宮工場(石綿を取り扱っていた工場・現さいたま市中央区)の付近に住んでいる48歳の地域住民の女性が中皮腫に、同市内の75才の男性も中皮腫にかかったことが判明しました。

アスベスト被害防止は、国民的な課題

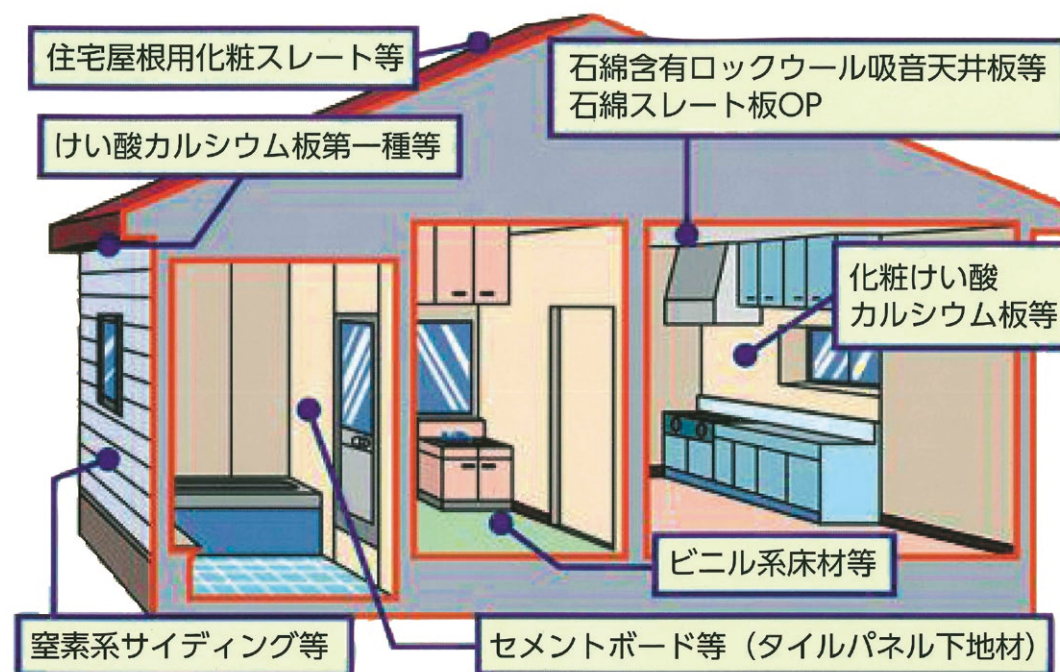
NHKと中皮腫・じん肺アスベストセンターの調査では、全国の公営住宅のうち少なくとも2万2,000戸でアスベストが使用されていることが分かり、国土交通省は、延床面積1,000㎡未満の最大8万2,000棟のアパートや事務所でアスベストが使われているという推計を取りまとめました。

こういった建物の解体が2020年～2040年にピークを迎えることからアスベスト被害対策は、これからも続く国民的な課題といえます。



なぜ、建設従事者にアスベスト被害が集中しているのでしょうか？

木造建築物(低層住宅)のアスベスト含有建材(成形板等)使用部位の例



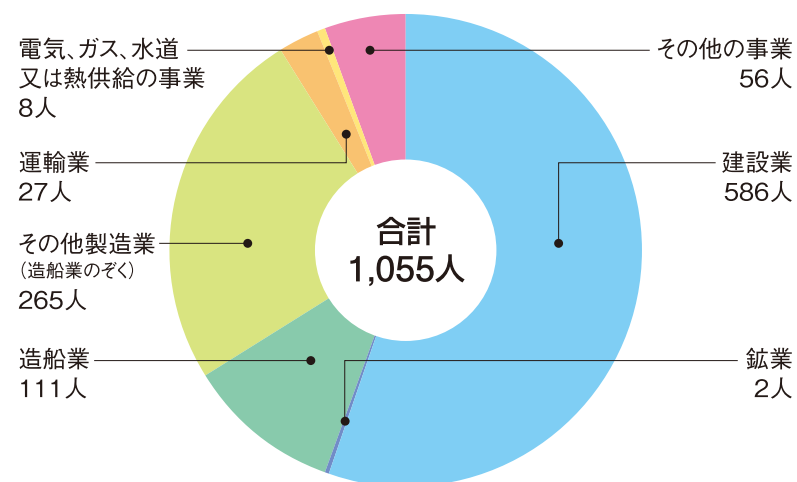
輸入アスベストの約7割が建材に使用

1930年から輸入を停止する2005年までの76年間で、約1,000万トンのアスベストが輸入され、その内の約7割が建材に使用されてきました。木造住宅においても、図のとおり、アスベストが使用されています。建材を取り扱うのは、建設従事者です。アスベストが含まれた建材は建設現場で加工・裁断されるため、建設従事者は、大量のアスベスト粉じんにはく露し、そのため被害も建設従事者に集中したのです。

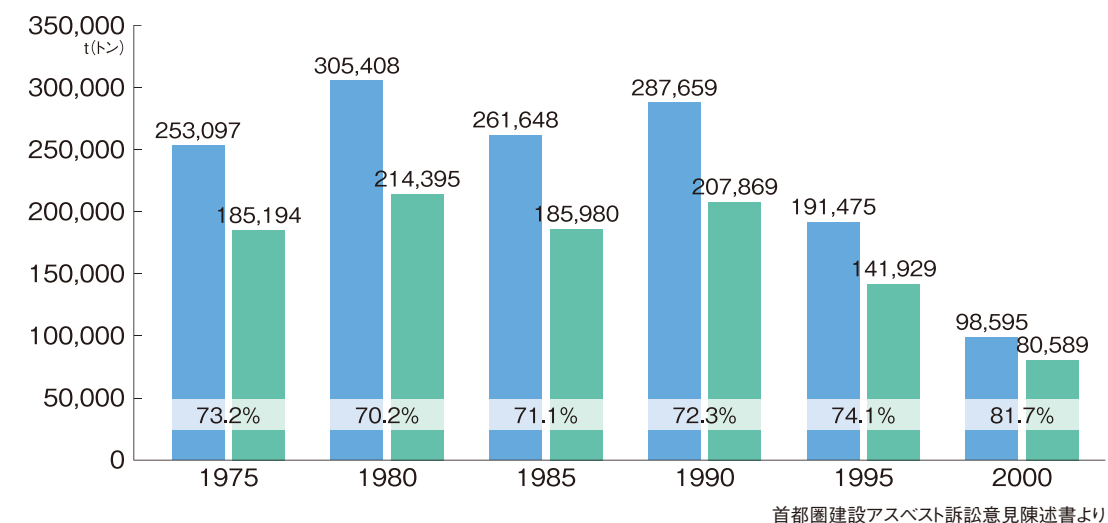
建設従事者は、アスベストの最大の被害者

アスベストを原因とする労災保険給付は、2005年以降、1,000人前後で推移しており、2016年における石綿関連疾患による労災認定者は、1,055人で、約半数(586人)は建設従事者です。私たち建設従事者は、国民の命と生活を守るために、誇りをもって建物をつくり、生活インフラを整備してきました。しかし、その建物にふくまれていたアスベストが原因で、建設従事者の被害者を多く生み出すことになってしまったのです。

2016年度 石綿関連疾患 労災認定者数



石綿輸入量と建材使用量

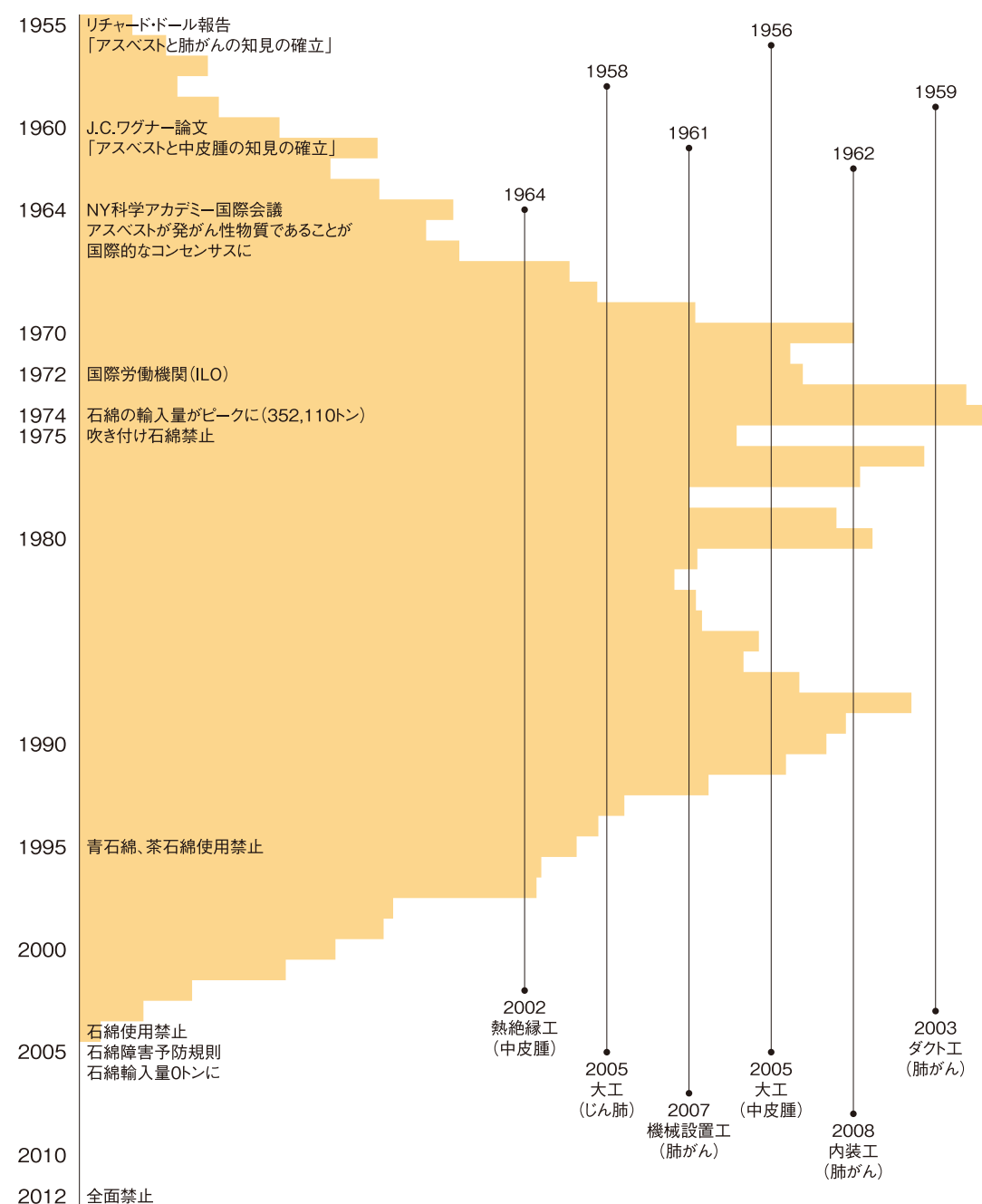


国と企業は、人の命よりも経済発展と会社の利益を優先させた



建設アスベスト訴訟は
その責任を問う裁判

石綿の輸入量と石綿規制をめぐる動き



主な原告の作業期間と職種、死亡理由

建設従事者は、命の危険にさらされて働いてきました

アスベストは、天然にできた鉱物で「燃えない」「摩耗しにくい」「引っ張りに強い」「薬品に強い」「混ざりやすい」などの特徴があり、品質の確保という点においても経済性においても大変優れており、国も建築基準法において、アスベストの使用を推奨してきました。

ところが、このアスベストは、発ガン性物質であり、体内に取り込まれると20年から30年という長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんといった病気になるといった知見は、1960年代から知られており、国もアスベスト製造企業もその事実を知っていました。

しかし、国も企業も、人の命よりも経済発展と会社の利益を優先し、有効な対策を取ることを怠り、長期間に渡り、建設従事者を命の危険にさらして働かせてつづけてきました。

国と企業の責任は明確です。謝罪し、償い、再発防止を!

私たちは、人の命よりも、経済発展と会社の利益を優先させてきた、国と企業のその責任を問うために、首都圏の建設従事者とその遺族542人を原告とし、国とアスベスト企業46社に対して裁判を行うことになったのです。その後、同様の建設アスベスト訴訟は、大阪、京都、九州、北海道と全国に広がりました。

国と企業が一体となった「共同不正行為」

国の責任

国は労働安全・環境保全よりも経済・産業の発展を優先させ続け、アスベスト規制を遅らせてきました。アスベストの危険性は明らかなのに、建物の耐火のためとしてアスベスト建材の使用を法令で義務づけ、建材企業との共同開発や需要拡大支援を行うなど、アスベスト建材を普及させ、被害を拡大させました。

企業の責任

アスベスト建材企業は、昔から危険性を認識し、いち早く代替品の開発に着手していたにもかかわらず、自らの利益を第一に優先させ、原料として安価なアスベストを含有させて製造した建材の販売を続けてきました。同時に、業界ぐるみでアスベストの有害性を否定するキャンペーンを繰り返して、危険性を知らせず、被害を拡大させました。

アスベスト被害者は 苦しんでいます

闘病生活の果てに、悪性中皮腫で死亡した建設従事者

吉田 好和さん(大工)

神奈川県横浜市 2014年1月死亡



吉田さんは、大工さんでした。吉田さんは、2006年に悪性胸膜中皮腫を発症。成功率10%と言われた右肺摘出手術が成功しました。

しかし、2013年に左胸膜に中皮腫が発症。目まいや、胸部の痛みが頻繁に起き、眠れない夜が続きました。そして、長い闘病生活の果てに、亡くなりました。

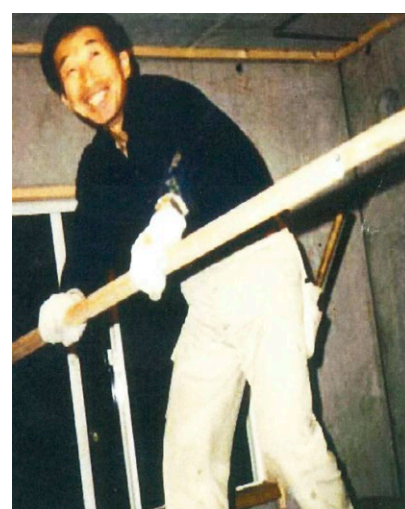
中皮腫は、ここ2004年に953名が労災認定されたのをピークに、毎年500人前後の人が労災認定されています。

中皮腫は、診断を受けてからの平均生存期間が1年程度で、非常に悪性度の高い疾患で有効な治療法も確立されていません。



夫と息子をアスベストで 失いました

遺族原告 **大坂 春子さん**
(埼玉県川越市在住)



私の夫・金雄と息子・誠は、大工でした。

夫は大工であることに誇りとやりがいを感じて、それは毎日が充実しているようでした。そんな夫を見てきた息子も「大工になりたい」といい、一度は外で修行を積んできましたが、その後、夫と一緒に建設現場に行くようになりました。

私は、夫の仕事も手伝い、夫と息子とともに、仕事も家庭も楽しく暮らしてきました。

しかし、平成15年に夫・金雄を中皮腫で失い、続いて平成26年に息子・誠も中皮腫で失いました。

私は、今、3人(私と夫と息子)で暮らしていた家に、今は1人で暮らしています。1人していると、色々なことを考えてしまいます。

私も夫や息子と一緒に建設現場に行っていたので、今度は自分の番かもしれない、と思っています。それは、私の肺にもアスベストの影があるからです。

私は、夫と息子の亡くなる前の尋常でない痛み方を見てきました。私はもし死ぬのであれば、発症する前に迎えが来てほしいと思っています。息子・誠は、「お母さん、俺、まだ死にたくない。まだまだ、いっぱいやりたいことがあるのに」と悔しがり、息を引き取りました。

私は、愛する夫と息子をアスベストで失いました。

治らない病気と知り、 ただ、ただ、涙があふれる ばかりでした

遺族原告 **明智 良子さん**
(埼玉県熊谷市在住)

私の夫・明智正は、45年間ダクト工の個人事業主として働いてきました。

夫・正は、ダクト工事以外の依頼が来ても「ダクト以外の仕事はやらない」と断るほど、ダクト一本で仕事を通し、ダクトの仕事に誇りを感じていたようです。

しかし、平成20年から息切れや痰が出るようになり、現場の階段の上り下りもできなくなり、仕事も続けていくのが難しくなりました。

私は、組合の勧めもあり、夫と都内のアスベスト・じん肺の専門医に診てもらうことになりました。病院を受診すると「びまん性胸膜肥厚」と診断されました。お医者さんからは「この病気は一生治りません」と告げられ、帰りの電車の中で言葉もなく、夫も私も、ただ、ただ涙があふれるばかりでした。

その後、夫は平成22年から24時間酸素吸入機をつけることになり、平成23年には自分でトイレに行けなくなり、お風呂も苦しくなることから入れなくなりました。体に二酸化炭素が溜まり、体がどんどん弱っていきました。

平成24年の東京地裁で「零細事業主は救済の対象にならない」判決が出されました。夫は「零細事業主も現場で職人と同じように働いてきたのに何故認められないのか」と大変悔しがりました。

そんな夫も平成28年3月に他界しました。夫の7年間の闘病生活はあまりにも長すぎました。



私は最後の一人です

兄弟3人がアスベスト被害に

原告 **吉田 重男さん**(左官)
(埼玉県川越市在住)

私は、6人兄弟の末っ子です。
長男、長女、次女は、建設業とは関係ないサラリーマンでした。
次男、三男と末っ子の私の3人で、左官やタイル張りの仕事を約50年間、ビル工事の下請けとして、従事してきました。私は、ビル建設に関われることに、この仕事に誇りを持っていました。
現役で働いている時に、国や製造会社はもちろん、現場の監督からもアスベストが病気の原因になるという説明を受けたことはありませんでした。
兄の次男が、平成23年5月に、77歳で、石綿関連肺がんで亡くなりました。
兄の三男が、平成24年6月に、69歳で、石綿肺で亡くなりました。
私も、びまん性胸膜肥厚というアスベストの原因の病気になり、労災認定されましたが、咳とたんが苦しみ、坂道や駅の階段は、休み休みでないと歩けなくなりました。
兄2人をアスベストで失い、そして、私は、最後の一人となりました。



零細事業主も 労働者もアスベスト被害に 差はありません

原告 **遠藤 信雄さん**(配管工)
(埼玉県川越市在住)

私は28歳から38歳までの10年間、配管工事業者の労働者として配管工事に携わってきました。
配管工事では、石綿被覆管も含めた配管工事で、配管の切断を頻繁に行っていました。私は、設備会社を独立後、20年間零細事業主として配管工事を続けてきました。この30年、私は、一貫して配管工事をし、アスベスト粉じんにはばく露し、石綿肺になりました。今や、酸素ボンベが手に離せません。
私は、労働者も零細事業主の両方を経験してきましたが、粉じん作業に差はありません。
アスベスト被害者を働く形態に関係なく、等しく救済してください。



私たちは同じ保温工です

私(左:原告・鈴木勇さん)は、零細事業主として保温工事をし肺がんになりました。私(右:原告・高松孝平)は、労働者として保温工事をし、石綿肺になりました。私たちのアスベスト被害にどういった差があるのでしょうか？



裁判所	国の責任	
	労働者	一人親方等
横浜	×	×
東京	○	×
福岡	○	×
大阪	○	×
京都	○	×
札幌	○	×

全国の建設アスベスト訴訟では、労働者に対する国の責任を認める判決が出されていますが、零細事業主も含めた一人親方は「労働安全衛生法の保護の対象外」とされ、救済から除外されています。

建設アスベスト訴訟の全面解決をすべてのアスベスト被害者の解決へとつなげていくために

「建設石綿被害者補償基金」の創設

私たち建設アスベスト訴訟の全面解決にむけて、ご支援ください

これまでのアスベスト被害をめぐる裁判で泉南アスベスト訴訟最高裁判決(2014.10.9)により、訴訟和解手続きにより、石綿工場に働いていた労働者に対しては、補償制度がつけられました。これにより、全国の石綿工場に働いていた人やその遺族は、一定の要件を満たせば損害補償がされるようになりました。

そして、私たちは、建設アスベスト訴訟で勝利判決をめざして闘っています。私たちはこの訴訟の取り組みを通じて、「建設石綿被害者補償基金」を国に創設させることをめざしています。また、徐々に増えつつある、地域住民のアスベスト被害もその全貌が明らかになれば、地域住民の石綿被害の補償問題も政治・司法の議題にのぼってくるでしょう。最大のアスベスト被害者である建設従事者の救済を勝ち取れば、地域住民を含めたすべてのアスベスト被害者の解決へ道が大きく切り開かれます。みなさんの是非、私たちの取り組みにご賛同をいただき、ご支援とご協力をお願いします。

国とアスベスト製造企業は、利益のために命を奪う、これがどれ程の苦しみ悲しみを与えてきたのか「あやまれ、つぐなえ、なくせ」

統一原告団長 宮島 和男

建設現場の人達は日本の成長の為、怖いアスベストを知らずに使い必死で仕事した「人の命に平等な判断を、全国の被害者につぐないを！」

千葉土建 原告団長 町田 八千代

アスベスト被害に苦しんでいる人間が、一人でも多く救われるため、原告団一員として早期解決を求め、共に闘っていきます

東建従 原告 佐々木 始

国が指定したアスベスト建材を使って石綿肺となり酸素ボンベが手放せません。国も企業も一日も早く謝罪対策をとってほしい。

神奈川県連 原告団 高橋 静男

国・企業とも、私たち建設職人には、アスベストの危険性を何一つ知らせませんでした。酸素ボンベのいない生活を返してほしい。

埼玉土建原告団長 高松 孝平

国はなぜもっと早く危険なアスベストを使用禁止にしなかったのか？父はもっと長生きできたかもしれない。死んだ父は無念です。遺族は悔しいです。

東京建設 遺族原告 深澤 浩光

全国の
アスベスト
訴訟



2012年12月5日
首都圏建設アスベスト
東京地裁が国を断罪



2014年10月9日
大阪泉南アスベスト
最高裁判決



2014年11月7日
九州建設アスベスト
福岡地裁 国を断罪



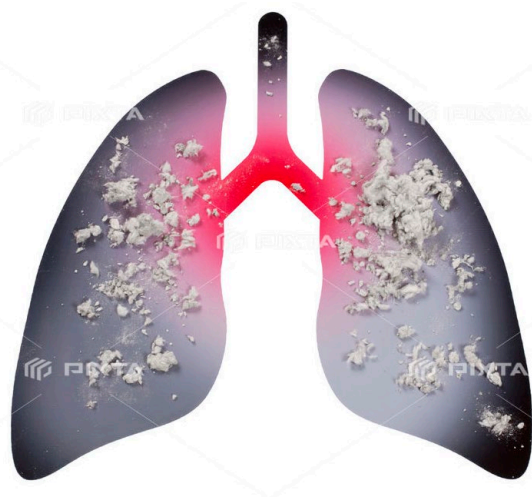
2016年1月22日
関西建設アスベスト
大阪地裁
国の責任を認める

2016年1月29日
関西建設アスベスト
京都地裁も国と
メーカーを断罪

アスベスト訴訟は、全国で行われ、2014年10月9日の泉南アスベスト訴訟では、製造業に於ける最高裁での判決で、国の責任が認められ罪が確定しました。建設業においては、東京地裁、福岡地裁、大阪地裁、京都地裁、札幌地裁で国に勝利し、京都地裁では、アスベスト含有建材を製造した大手9社の共同不法行為を認めました。一方、零細事業主や一人親方の救済は認定されておらず、このことが課題となっています。



2017年2月14日
北海道建設アスベスト
札幌地裁 国を責任
5度目の断罪



あやまれ・つぐなえ・なくせアスベスト被害

発行

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部
首都圏建設アスベスト統一原告団・同統一弁護団
東京都新宿区北新宿1-8-16(けんせつプラザ東京内)
TEL03-5332-3971(代表) FAX03-5332-3972